

総社市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第6号

総社市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

総社市特別職報酬等審議会条例（平成17年総社市条例第37号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(所掌事項) 第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 略 (2) <u>市長、副市長及び教育長</u>の給料の額に関する事。</p>	<p>(所掌事項) 第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 略 (2) <u>市長及び副市長</u>の給料の額に関する事。</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。